

《日本茶インストラクター協会埼玉県支部 国内旅費規程》

(目的及び適用範囲)

第1条 この規定は、日本茶インストラクター協会埼玉県支部の会員が、埼玉県支部長の指示による会務のため国内に出張する場合の旅費について定めることを目的とする。

(旅費の種類)

第2条 この規定において旅費とは、次のものをいう。

- (1) 乗り物料金及び荷物運送諸費用
- (2) 旅費日当
- (3) 宿泊費

(旅費の計算)

第3条 旅費はもっとも経済的の通常の経路及び方法により旅行した場合により計算する。ただし、業務上の必要、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路または方法による旅行が困難な場合には、実際の経路によって支給することもある。

(乗物料金及び荷物運送諸費用)

第4条 乗物料金及び航空手荷物にかかわる運賃並びに諸掛費用は、その実費を支給する。ただし、多人数の旅費などのため、一律で支給した方がよいと支部長が判断した場合は、同一市内の場合、2,000円、同一県内の場合、5,000円とする。

(旅費日当)

第5条 旅費日当は、出張時(宿泊がないが、終日会務従事の場合を含む。)の食事費等の費用に充当されるものとし、宿泊数及び終日会務従事日数に応じて4,000円を支給する。

(宿泊費)

第6条 宿泊費は、その実費を支給する。ただし、早朝若しくは深夜の発着を余儀なくされ、余分の部屋代を要したときは、証票があるときに限りその実費を補償する。宿泊費は、その実費を支給する。ただし、早朝若しくは深夜の発着を余儀なくされ、余分の部屋代を要したときは、証票があるときに限りその実費を補償する。

(その他)

第7条 出張中負傷及び発病等のやむを得ない事故のために途中で日程以上の滞在をしたときは、事実の証明ができるものに限り、その間の日当及び宿泊料を支給する。

(協議処理)

第8条 特別な場合で、当規定により処理できないときは、協議の上埼玉県支部長がこれを決定する。

附則

この規定は、平成26年3月15日から施行する。